

## 退職後の再就職等の報告について【臨時的任用職員用】

## 概要

宮城県では、勤続期間6ヶ月以上（傷病又は死亡による退職を除く。）の場合に退職手当が支給されます。

ただし、退職後に引き続いて公務員等として再就職した場合で、再就職先で宮城県での勤続期間を通算するときは、再就職先を実際に退職する際に退職手当が支給されます（今回の任用終了時には支給しない。）。

## 【参考事例】R6.4.1～R7.3.31 県立学校・常勤講師に任用されている場合

◆勤続期間が通算され、任用終了時（R7.3.31）に退職手当が支給されない例

- ①R7.4.1～ 利府高校・常勤講師（～R7.9.30）
- ②R7.4.1～ 角田支援学校・教諭
- ③R7.4.1～ 千葉県立学校・教諭（講師も同様）

※千葉県では、宮城県での勤続期間が通算されるため、今回の任用終了時には退職手当を支給しない。  
他県等で採用（任用）される場合、宮城県での勤続期間が通算されるか否かは、当該団体の規定により異なりますので、不明な場合は福利課にご連絡ください。

◆勤続期間が通算されず、任用終了時（R7.3.31）に退職手当が支給される例

- ①R7.4.1～ 在家庭
- ②R7.4.1～ 仙台市立学校・教諭（講師も同様）
- ③R7.4.1～ 石巻中・非常勤講師（～R8.3.31）

※仙台市や東京都では、宮城県での勤続期間が通算されないため、今回退職手当を支給する。  
※非常勤講師や会計年度任用職員は退職手当条例適用外もしくは支給条件があるため、今回退職手当を支給する。

## !ご注意ください!

## 「再就職に関する申立書」を提出した後、記入した内容から変更があった場合・・・

様式第2号(第2条関係) ※ 今回の退職時に退職手当が支給される者用

再就職に関する申立書				
職員の氏名	福利 太郎	退職(予定)年月日	令和〇年〇月〇日	
1 国家公務員又は他の地方公務員等に再就職(2を除く。)				
職名	就職する官署等名		就職予定年月日	
			令和〇年〇月〇日	
2 特別職又は非常勤の職等に再就職	3 再任用	4 会社等に再就職	5 再就職しない	
(上記1～5のいずれかに○印を付し、1の場合は必要事項を記入) 上記のとおりであることを申し立てます。 令和〇年〇月〇日				
氏名 福利 太郎				

例えば・・・

- 再就職に関する申立書記入時点では内定していなかったが、その後決定した。
- 3月になって急きょ、常勤講師(県内・県外問わない)としての任用が決まった。
- 会計年度任用職員の任用が決まっていたが、急きょ常勤講師として任用されることとなった。など

## 速やかに所属へ報告してください！

報告がないまま退職手当が支給された場合、手当の返納等が生じる可能性があります。

裏面もご覧ください。

Q： 退職手当関係書類（「再就職に関する申立書 ※今回の退職時に退職手当が支給される者用」を含む。）を提出後、退職後に引き続いて公務員等として再就職又は講師等としての任用が決まった場合はどうするか。

A： 速やかに「再就職に関する申立書 ※勤続期間通算のため退職手当が支給されない者用」を所属に提出願います。

各所属は、速やかに福利課企画管理班まで電話連絡いただき、「【別紙様式3（臨時的任用職員用・年度末）】退職に伴う関係書類について」を添付の上、福利課に提出してください。

Q： 「再就職に関する申立書 ※勤続期間通算のため退職手当が支給されない者用」を提出した後に、再就職を取りやめた場合はどうするか。

A： 宮城県で退職手当が支給となる場合がありますので、速やかに所属を通じて福利課企画管理班まで電話連絡願います。

## 求職者の退職手当について

### 概要

勤続期間が12月以上（※）で退職した者については、退職後失業の状態で、公共職業安定所で職業の紹介を求めようとする場合、条件を満たすと「求職者の退職手当」の支給が受けられます。

詳細については福利課ホームページで確認願います。

（※）高年齢求職者給付金に相当する退職手当に該当する65歳以上の方や、公務上傷病等で退職した方については6月以上。

求職者の退職手当 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hukuri/taisyokuteate8.html>

！書類作成前にホームページに掲載の『求職者の退職手当該当有無確認フローチャート』で受給要件を満たしているか確認してください！